

政策評価に関する有識者会議ワーキンググループ 開催要綱

令和3年3月
厚生労働省政策統括官決定
令和4年6月改正
令和5年4月改正
令和6年4月改正
令和6年7月改正
令和7年3月改正
令和7年4月改正
令和8年5月改正

1 趣旨

「厚生労働省における政策評価に関する基本計画」（以下「基本計画」という。）を踏まえ、目標管理型の政策評価を客観的かつ効率的に行うことを目的として、政策評価に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）の参集者の協力を得て、「労働ワーキンググループ」（以下「労働WG」という。）、「医療・衛生ワーキンググループ」（以下「医療・衛生WG」という。）及び「福祉・年金ワーキンググループ」（「福祉・年金WG」という。）により構成される有識者会議ワーキンググループ（以下「WG」という。）を開催する。

2 各WGの担当分野

労働WGは主に労働分野を、医療・衛生WGは主に医療・衛生分野を、福祉・年金WGは主に福祉・年金分野を担当する。

3 各WGの検討事項

各WGにおいては、次に掲げる事項を中心に議論する。

- （1）事前分析表に関して、評価項目、指標の設定等の妥当性について
- （2）実績評価書に関して、指標の達成状況、施策目標に対する達成状況等の妥当性について
- （3）その他

4 各WGの構成

各WGは、政策統括官（総合政策担当）が別紙の有識者の参集を求めて開催する。
なお、WGの参集者は、基本計画の計画期間を参考に定期的に見直す。

5 各WGの運営

- （1）各WGについて、政策統括官（総合政策担当）は、必要に応じ、有識者会議の参集者以外の者の参集を求めることができる。
- （2）WGの検討結果は、厚生労働省政策統括官（総合政策担当）付政策立案・評価担当参事官室（以下「政策立案・評価担当参事官室」という。）が取りまとめの上、有識者会議に報告する。
- （3）各WGは、特に非公開とする旨の申し合わせを行った場合を除き、公開するほか、各WGの運営に関し必要な事項は、各WGの座長が定める。
- （4）各WGの庶務は、関係部局の協力を得て、政策立案・評価担当参事官室において行う。

政策評価に関する有識者会議ワーキンググループ 参集者名簿

<労働WG>

座長	岩佐	嘉彦	弁護士
	玄田	有史	東京大学理事・副学長
	富高	裕子	日本労働組合総連合会副事務局長
	新田	秀司	一般社団法人 日本経済団体連合会労働政策本部長
	松浦	民恵	法政大学キャリアデザイン学部教授
	皆川	宏之	千葉大学大学院社会科学研究院教授

<医療・衛生WG>

座長	井深	陽子	慶應義塾大学経済学部教授
	印南	一路	一般財団法人 医療経済研究・社会保険福祉協会 医療経済研究機構 副所長
	大西	達夫	弁護士
	佐藤	好美	産経新聞社 論説委員
	田宮	菜奈子	筑波大学医学医療系ヘルスリサーチ分野特任教授 ヘルスサービス開発研究センター センター長
	春山	早苗	自治医科大学看護学部教授

<福祉・年金WG>

座長	岩崎	香	早稲田大学人間科学学術院教授
	菊池	馨実	早稲田大学理事・法学学術院教授
	新保	美香	明治学院大学社会学部社会福祉学科教授
	平野	隆之	日本福祉大学名誉教授・客員教授
	藤森	克彦	日本福祉大学福祉経営学部教授・みずほ総合研究所特任研究員